

# 宮城県高等学校文化連盟自然科学専門部規約

## (目的)

第 1 条 宮城県高等学校文化連盟（以下略称高文連）の目的に則り，生徒の研究活動の活性化を図ることを目的として，自然科学専門部を設置する。

## (事業)

第 2 条 本専門部は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

1. 生徒理科研究発表会の開催
2. その他，目的達成に必要な事業

## (役員)

第 3 条 本専門部に次の役員をおく。

1. 専門部長 1 名， 2. 副専門部長 5 名
  3. 事務局長 1 名， 4. 事務局会計 1 名， 5. 理科研究会事務局長 1 名
  6. 理科研究部会の各副部長 5 名， 7. 顧問会の推薦により専門部長が指名した幹事若干名
- 専門部長は理科研究会会長が兼ねる。  
副専門部長は理科研究会副会長が兼ねる。

## (事務局)

第 4 条 事務局は本専門部の事務を行う。事務局の代表として事務局長をおく。

## (役員の仕事)

第 5 条 専門部役員の仕事は次の通りとする。

専門部長は専門部を代表する。

副専門部長は，専門部長を補佐し，専門部長事故あるときは，これに代わる。

事務局長は高文連本部理事を兼ねる。

## (会計)

第 6 条 本専門部に会計担当を 1 名おく。会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。監査は理科研究会の監事により受けるものとする。

## (顧問会)

第 7 条 理科系部活動などの指導者の集まりである顧問会を設ける。顧問会は，自然科学専門部主催事業について審議し，運営に携わる。